

<p>屋外広告物の 禁止地域 [府条例第3条]</p>	<p>掲出禁止地域・場所(府条例第3条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定された境域 (出雲大神宮、梅田神社、愛宕神社、金輪寺、宝林寺、延福寺、丹波国分寺跡附八幡神社跡、千歳車塚古墳など) 京都府文化財保護条例により指定された境域 (穴太寺、西山神社、金輪寺、法常寺、龍潭寺) 保安林の地域 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所の建造物および敷地 御陵、古墳、墓地およびこれらの周囲の区域 [府条例施行規則第1条] [周囲の区域は、墓地の境界線から50m以内の区域] 社寺、教会、火葬場、葬祭場の建造物およびその境域 都市公園の区域 (古世親水公園、南金岐雨蛙公園、鉄道歴史公園、大藪1号公園、大藪2号公園、山本ふれあい公園、ちとせ山公園、大成公園、大井西部公園、東つつじヶ丘公園、坂部公園、天川公園、野条公園、保津ヶ丘公園、河原町公園、西つつじヶ丘公園、三ツ辻公園、旭公園、ぐみ谷公園、ぐみ谷南公園、大日谷北公園、ひのき谷北公園、ひのき谷公園、吉川公園等) ※詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。 市街地以外であって国道9号および道路境界線から200m以内の地域(昭和40年京都府告示第1号) [市街地とは、市街化区域・家屋が連担する地域] 生産緑地地区(生産緑地法) <p>掲出禁止物件(府条例第3条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路樹、路傍樹 橋、トンネル、高架構造、分離帯 石垣、擁壁の類 信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、駒止めの類、里程標の類 電柱、街灯柱 消火栓、火災報知機、火の見やぐら 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔 送電塔、送受信塔、照明塔 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類 銅像、神仏、記念碑の類 景観重要建造物、景観重要樹木 <p>・道路の路面には広告物を表示することができない (府条例第3条第3項)</p>	<p>掲出禁止地域・場所、掲出禁止物件に関わらず設置可能なもの [適用除外のもの(府条例第6条第1項)](屋外広告物の申請は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令の規定により表示する広告物、掲出物件 国、地方公共団体が公共目的をもって表示する広告物、掲出物件 公職選挙法によるポスター、立札等又は掲出物件 自己の氏名・名称・店名・商標・事業・営業内容を表示するため、自己の住所・事業所・営業所・作業所に表示する長さ5m以下で5㎡以下の広告物、掲出物件(府条例施行規則第4条第1項)・・・① 上記のほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する長さ5m以下で5㎡以下の広告物、掲出物件 (府条例施行規則第4条第1項) 冠婚葬祭等のための一時的な広告物、掲出物件 講演会、展覧会、音楽会等のために一時的に会場の敷地内に表示する広告物、掲出物件 市が設置する公共掲示板に表示する広告物 公益上必要な施設、物件に寄贈名等を表示する広告物(表示面積が表示方向から見た場合の当該施設、物件の外郭線を一平面とみなしたものの面積の20分の1以下かつ、0.5㎡以下のもの) (府条例施行規則第4条第3項) <p>掲出禁止地域・場所、掲出禁止物件に関わらず、市長の許可を得れば設置可能なもの(府条例第5条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益上やむを得ないもの 看板その他慣例上やむを得ないもの 禁止地域物件のうち知事が指定する場所 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>電柱等の許可区域の指定(昭和40年京都府告示第1号) [電柱広告物]</p> <ul style="list-style-type: none"> 場所(区間) <ul style="list-style-type: none"> * 府道王子並河線のうち安町、北町、内丸町、旅籠町、横町、新町の範囲 * 府道亀岡園部線のうち古世町の範囲 * 府道亀岡停車場線のうち追分町の範囲 許可基準 <ul style="list-style-type: none"> 縦1.2m、横50cm 下端の高さは地上1.5m 鉄巻付構造物であること 区間毎に1個 色彩・意匠は簡素 ペンキ塗装 <p>掲出禁止地域・場所に関わらず、市長の許可を得れば設置可能なもの (府条例第5条2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道標、案内図板その他公共的目的を有し、もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物、掲出物件 自己の氏名・名称・店名・商標・事業・営業内容を表示するため、自己の住所・事業所・営業所・作業所に表示する広告物、掲出物件 (「掲出禁止地域・場所、掲出禁止物件に関わらず設置可能なもの」の①を除く)
<p>表示等の許可 [府条例第4条]</p>	<p>市の許可は不要なもの(府条例第6条第2項) (掲出禁止場所・物件への掲出は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 速報で表示面積0.5㎡以内で掲出期間を明記したもの はり紙で表示面積0.25㎡以内、一辺80cm以下、掲出期間30日以内で掲出期間、掲出責任者の住所・氏名を広告面に明記したもの 政治資金規正法の第6条第1項の届出を行った政治団体が、政治活動のために表示するはり紙・はり札・広告旗・立看板等 	